（通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第二十条　機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一　処分等に係る財産の内容及び評価額

二　処分等の条件

三　処分等の方法

四　機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

（内部組織）

第二十一条　機構に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた機構の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第二十二条　機構に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣が定めるものとする。

（積立金の処分に係る申請書の添付書類）

第二十三条　機構に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第三項の規定により読み替えて準用する同条第二項に規定する内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令・経済産業省令で定める書類は、次の書類とする。

一　通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（次号において「当該期間」という。）最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表

二　当該期間最後の事業年度の損益計算書

三　承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

附　則

1　この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　機構の成立の際機構法附則第二条第二項及び第三条第二項の規定により機構に出資されたものとされる資産のうち償却資産については、第十一条第一項の指定があったものとみなす。

○内閣府厚生労働省令第二号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項の規定及び同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）の規定に基づき、労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第二号ロ⑶を次のように改める。

⑶　親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失

別紙様式第二号の表記載上の注意8．⑹中「並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同記載上の注意8．に次のように加える。

⑺　前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額

別紙様式第三号の表記載上の注意10．中⑶を⑷とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　主要な取得関連費用の内容及び金額

別紙様式第三号の表記載上の注意12．中「又は修正再表示（」を「、修正再表示（」と、「を行った場合」を「又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合」と、「又は修正再表示の」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の」に改める。

別紙様式第六号の表記載上の注意8．⑹中「並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同記載上の注意8．に次のように加える。

⑺　前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額

別紙様式第七号の表記載上の注意10．中⑶を⑷とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　主要な取得関連費用の内容及び金額

別紙様式第七号の表記載上の注意12．中「又は修正再表示（」を「、修正再表示（」と、「を行った場合」を「又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合」と、「又は修正再表示の」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の」に改める。

別紙様式第九号第1の14．を次のように改める。

14．貸倒引当金

当期末現在

摘　要	当期末残高	純繰入額（△純取崩額）	取崩額	繰入額
一般貸倒引当金	千円	千円	千円	千円
個別貸倒引当金				
合　計				

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　千円